

平成29年3月

中札内村議会定例会会議録

平成29年3月7日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
6番	宮部修一君	7番	中井康雄君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（1名）

5番 男 澤 秋 子 君

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	火山副村長兼務

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩 君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所掌事務調査
日程第6		村政・教育行政執行状況報告
日程第7		平成29年度村政・教育行政執行方針
日程第8	請願第1号	高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書の採択を求める請願書
日程第9	陳情第1号	J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の採択を求める要請書
日程第10	承認第1号	平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第11	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	議案第3号	中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について
日程第13	議案第4号	中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第5号	中札内村国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第6号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第7号	中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第8号	中札内村水泳プール設置条例の全部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第9号	債権の放棄について
日程第19	議案第10号	平成28年度中札内村一般会計補正予算について
日程第20	議案第11号	平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第21	議案第12号	平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第22	議案第13号	平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第23	議案第14号	平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第24	議案第15号	平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

なお、男澤議員から、インフルエンザによる欠席届の提出がありましたので、それぞれ報告をしておきたいというふうに思います。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番北嶋議員と2番森田議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

中井議会運営委員会委員長、お願いをいたします。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（中井康雄君） おはようございます。

平成29年中札内村議会3月定例会について、2月27日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容を報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

まず、会期につきましては、本日から17日までの11日間であります。

今定例会への村長提案は、承認が1件、諮問が1件、議案が21件であり、承認は一般会計の専決処分について、諮問は人権擁護委員の推薦意見についてであり、議案については、規約の全部変更が1件、条例の一部改正が7件、債権の放棄が1件、一般会計及び特別会計の補正予算が6件、平成29年度各会計予算に係る審査が6件となっており、そのほか、村政及び教育行政執行状況報告と平成29年度村政及び教育行政執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等では、諸般の報告と所掌事務調査通知であり、意見書・請願等につきましては請願が1件と陳情が1件提出されており、請願第1号は所管の産業文教常任委員会に、陳情第1号は総務厚生常任委員会に付託をし、審議してください。

承認、諮問各1件と、議案21件のうち議案第3号から議案第15号までの13件については初日の本会議での審議としてください。

平成29年度一般会計及び特別会計予算案6件の審議にあたっては、特別委員会を設け

ず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いいたします。

なお、新年度各会計予算案等は、3月13日、14日、16日の3日間での審議としてください。

一般質問は、5名から6問の通告がありました。これにつきましては10日に行う予定でありますので、質の高い、政策論議となりますよう、お願いいたします。

なお、一部の質問については、時間を変更し夜間での実施として下さい。

以上、協議内容についての、ご報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間にしたいと思っております。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの11日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解をお願いいたします。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（大和田貢一君） それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書についてご説明いたします。

今後1年間の閉会中における、委員会活動について議長に通知するものですが、事項は議会運営委員会の所掌事務調査で、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は、委員4名で、期間は、1年を上限とし、審査終了までであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり、承認することに決定をいたしました。

◎日程第6 村政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について3月2日、スポーツ分野で優秀な成績を収められた3人に対し、表彰をさせていただきました。

役場庁舎の耐震化についてですが、昨年の熊本地震を踏まえて、災害発生時の対応拠点となる庁舎が損壊し、使用できなくなる事態を防ぐため、総務省において、現行耐震基準を満たさない庁舎の建て替えに限り、地方債の発行と返済額の地方交付税措置が来年度から創設されます。

庁舎の建て替えについては、原則として財政支援は無く、長期的な財源確保を見通しながら、基金を積み立て、自主的に財源を用意することになりますが、今回の優遇促進策を活用して庁舎の建て替えを検討するため、新庁舎建設庁内委員会を設置し、新庁舎建設基本計画などを固め、住民などから基本計画に対して意見公募を行ってまいります。

村職員の再任用についてですが、平成14年度に条例、規則を整備し、これまで希望者がいなく、事実上凍結していましたが、今年度退職者から希望があった2名を再任用することといたしました。

今後、年金支給開始年齢が上がるにつれて希望者も増えると思われませんが、新規採用による新陳代謝、組織の年齢構成などを考えて運用してまいります。

ヴィレッジときわ野第4次分譲地は、これまで8区画の申し込みを受け、申込者の内訳は、村内から4件、管内1件、道外3件となっております。

防災対策では、2月25日、災害応急体制を迅速に整えるための初動体制の早期確立と職員の危機管理意識の高揚を図ることを目的に、職員を対象にした抜き打ちの非常召集訓練を行いました。

休日の午前6時に震度6強の地震が発生したとの想定で、災害対策本部を立ち上げ、課長職が職員を招集、対象の約60%が職場に到着し、情報収集、避難所開設など初動体制の確認を行いました。

今後も、より現実的な要素を加えた中で訓練を行ない、地域住民の安全安心の確保のため、日ごろから災害に対する備えや見識を深めてまいります。

企画財政グループについてですが、地方創生の取り組みは、地場製品の販路・消費拡大に向け、アンテナショップについて友好都市川越市の丸広百貨店と2月13日に協議を行い、

4月5日の開設を目指し、村内関係事業者と協議を進めております。

また、準備関係の関連予算を今回の補正予算に計上しております。

男女共同参画の推進についてですが、2月2日に声優の佐久間レイさんを講師に招き、約80人の参加をいただいて講演会を開催しました。

歌と語りを交えて、心がリラックスできる、コンサートのようなひとときを与えていただきました。

ふるさと会活動では、帯広中札内会の総会が3月3日に開催され、関係団体の皆さまとともに出席し、村の現状報告や情報交換など有意義なひと時を過ごしてまいりました。

次に十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合についてですが、平成18年度から十勝環境複合事務組合が行うし尿処理が、管内全市町村となったことを受け、効果的・効果的な広域連携の取り組みの検討を行い、このほど基本方針がまとまりました。

組織統合は、十勝環境複合事務組合を解散し、十勝圏複合事務組合に統合するもので、平成30年4月からのスタートを予定しています。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

国民年金関係では、今年60歳、65歳となられる皆さんを対象に昨年12月3日、特定社会保険労務士の渡部久四郎氏を講師に、年金制度の説明会を開催しております。

衛生関係では、十勝環境複合事務組合における一般廃棄物中間処理施設整備検討報告書がまとまり、くりりんセンターの再延命化と更新の両面から、ライフサイクルコストや施設機能等について比較検討した結果、ごみ処理を安全に、安定して、持続的に行うためには、施設を更新し、新たな機能を備えた新施設で処理をしていくことが望ましいとされました。

今後、施設の整備方針をはじめ、地域計画の策定など、構成市町村が連携しながら新施設の供用開始に向けた取り組みを進めていくこととなります。

補助事業として実施していた中札内村立診療所の自動消火設備設置工事については、1月末に工事が完了し、2月9日に完了検査を終了しております。

労働者雇用対策ですが、冬期雇用特別対策事業は、季節労働者の皆さんを対象に募集を行った結果8名を雇用し、2月1日から河川等の雑木処理などに従事していただきました。

国民健康保険制度改正についてですが、昨年11月の第1回仮算定結果公表後、十勝管内で標準保険税率の上昇率が大きかった南十勝3町村の首長とともに、12月20日、北海道に対して算定方法の見直しや激変緩和措置の充実など4項目について要請を行ってまいりました。

その後、北海道は2月6日に、第2回の仮算定結果を市町村に通知し、道内各地域でブロック別の説明会を開催するなかで、各市町村の意見聴取を行っております。

第2回の仮算定結果は、昨年末の第1回仮算定の結果と単純に比較できない内容となっておりますが、急激に保険税率が上昇する市町村に対する、道の考え方に基づく激変緩和措置が示されています。

しかし、現段階では、道による国への要望事項も算定結果に多く含まれており、その結果によって、まだ変動する可能性が高くなっています。

今後も引き続き北海道による試算が行われる予定になっておりますので、激変緩和措置の動向など情報の収集に努めるとともに、北海道に対して可能な限り意見を述べていく所存であります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、臨時福祉給付金並びに年金生活者等支援臨時福祉給付金は、昨年12月末で受付を終了しました。

給付額3,000円の臨時福祉給付金は、想定対象者650人に対し609人、182万7,000円を、給付額3万円の年金生活者等支援臨時福祉給付金は、想定対象者120人に対し106人、318万円を支給しております。

介護保険関係では、認知症の疑いがある方を早期に発見し、本人と家族への支援体制を確立するため、認知症施策推進事業のモデル事業として認知症初期集中支援チームを10月に設置し、対象となる3世帯への定期訪問のほか、サポート医のアドバイスをいただきながら、個別の支援計画を策定する作業などを順次進めております。

地域見守り活動では、北海道新聞社から申し出があり、2月17日に道新販売所と本村との間で、地域見守り活動に関する協定を締結しました。

主な活動内容は、道新販売所及び配達員が高齢者世帯等の異変を感じた際、その状況に応じて福祉課、消防、警察へ連絡・通報するもので、特にひとり暮らし世帯等の日常的な見守り対策として期待されます。

保健グループについてですが、行政区長会議並びに保健事業を通し、村民の健康状態や健診の必要性について周知させていただき、これまで4行政区・4団体より依頼を受け、生活習慣や食生活の改善、疾病予防などをテーマとした情報宅配便を開催しております。

季節性インフルエンザの予防接種ですが、2月14日現在 児童等は対象者524人のうち296人が、65歳以上の高齢者は対象者1,134人のうち632人が予防接種を受けております。

七色献立プロジェクトの取り組みとして、12月に開催した食とスポーツ講演会は、村内外より120名の参加をいただき、道民の食と運動に関する調査の報告、並びに、食べ物でつくる元気な身体をテーマとした講演を行いました。

今後も引き続き日常的な食習慣の改善や効果的な野菜の摂取方法などについて、住民への周知を含めた事業展開を図ってまいります。

保育園についてですが、中札内きらきら保育園の認定こども園への移行準備として、運動遊びなどで使用する器具・備品類の購入を完了したほか、入園準備に係る保護者説明会を2月7日に開催し、入園のしおりの内容説明と認定こども園移行後の変更点などを改めて周知しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の平成28年の農業粗生産高推計が発表され、農産・畜産合わせて125億8,978万円に達し、8年連続で100億円を超えたものの、天候不順や台風の影響により昨年を下回る生産高となりました。

農産では、小麦の収量、品質ともに天候の影響を大きく受け、前年比64.1%減の生産高となりました。

また、てん菜、豆類馬鈴薯、野菜においても台風の影響により、ほぼすべての作物が前年を下回る結果となり、農産物全体の粗生産高は、前年比15.3%減の47億2,880万円となりました。

酪農は生乳の引き上げや個体販売単価の高騰により前年比10.9%増加しましたが、鶏卵・ブロイラー・養豚の単価の減少により畜産全体では、前年比3.6%増の78億6,098万円となりました。

異常気象の中で、大変ご苦労された生産者の皆さまを始め、関係機関の方々に敬意と感

謝を申し上げます。

2月13日、帯広畜産大学の佐藤禎稔授を迎え、十勝の大規模農業を支える農業機械のスマート化についてをテーマに営農セミナーを開催いたしました。

農業発展方策については、12月までに5回の検討会を開催し1月30日から2月20日までパブリックコメントによる意見の募集を行い、このほど策定を終えております。

食育・地産地消として推進している、食の中札内産推進パートナー登録制度は、本年度、中札内産食の応援団のお店が1店減の合計19店、中札内村粋匠品は5品の新規登録がございましたが、3品の取り消しもあり合計48品となっております。

また、食育では、子どもたちに料理を通して、食の大切さと作ることの楽しさを実感してもらうため、2月11日に日本食育インストラクターの箕浦奈穂子氏を講師に招き、親子料理教室 手づくりごはん楽校を開催しております。

新・元気な畑づくり事業が終了し、本年度の実績は、客土・除礫・堆肥補助で、合わせて約340万円の見込みとなっております。

村営牧場は10月から冬期舎飼を受け入れておりますが、本年度は667頭でスタートし、現在は620頭程度で推移しています。

新牛舎建設計画は、このほど国の畜産クラスター事業の承認がされたことから、今回の補正予算に繰越明許費として計上しております。

商工関係では、商工会が実施したプレミアム商品券事業は12月18日の販売で完売し、協賛のクーポン券事業を12月31日まで、スタンプラリー事業を1月10日まで実施しております。

中小企業対策で、2月までに申請のあった、中小企業振興資金の利子補給で27事業者、保証料補給で12事業者、また、中小企業者事業資金の利子補給は、21事業者に対して、それぞれ助成を行います。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

土木関係では、災害復旧工事として、戸蔦大橋橋脚工事が年度内完成を目指しており、また、元更別・南札内59号道路は、現年災としての予算を確保するため、繰越明許費を補正予算に計上しております。

除雪関係では、例年を上回る降雪から、出勤回数が増加しているため、年度末までを見込み、除雪費を補正しております。

公営住宅関係では、ふれあい団地の完成を控え、広報及びホームページで入居希望者等への情報を発信しております。

平成29年度予定していた泉団地・中札内団地・東戸蔦の公営住宅ストック改善工事は、平成28年度分社会資本整備総合交付金の追加配分を受けましたので、繰越明許費により執行するため、補正予算に計上しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で13件を承認し、定住促進奨励金は今年度新規分として、17件を認定しております。

水道関係では、台風後の取水原水の濁度上昇が続いており、企業団から全量受水を継続するため、受水費用を補正予算に計上しております。

下水道関係では、経営安定化を目的に経営戦略を策定しましたので、会計運営の健全化に努めてまいります。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 続いて、上松教育長、お願いします。

(上松丈夫教育長登壇)

○教育長(上松丈夫君) 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)は、小中学校3校の校長から推薦のあった委員により、2月1日に準備会を開催し、4月の設置に向けて準備を進めています。

全国学力・学習状況調査結果の概要について、ホームページで公表するとともに、広報なかさつない2月号に折り込み、全戸配布しております。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります。1月6日から8日まで釧路市で開催された第47回北海道中学校スケート大会には7人の生徒が出場し、男子500メートルで優勝、1,000メートルで5位、女子1,500メートルで5位・8位、3,000メートルで4位・5位、2,000メートルリレーで4位、学校対抗で準優勝する優秀な成績を収め、5人が全国大会への出場権を獲得しました。

2月4日から2月7日に長野県エムウエーブで開催された第37回全国中学校スケート大会では、二人が決勝進出を果たし、男子では大島颯己さんが500メートル準優勝の優秀な成績を収めております。

社会教育活動では、1月8日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、26人の新成人が集い、社会人としての自覚と決意を新たにす機会となりました。

2月26日には、子ども会冬季野外レクリエーションが文化創造センター前庭において開催され、62人の子どもたちが雪山でのゲームやスノーモービル試乗体験などを楽しみました。

スポーツ賞及びジュニア文化賞等は、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に14個人5団体を、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞に5個人1団体の受賞を決定し、3月2日に表彰式を行いました。

交流事業関係では、中学生川越市訪問交流事業で1月8日から11日まで1年生9人が川越市を訪問し、ホームステイでの交流、博物館、美術館などの見学、市長表敬訪問、初雁中学校生徒のガイドで川越のまちの見学、寺尾中学校では中札内村と中学校の紹介や生徒との交流などを行ってきました。

国際交流派遣研修事業は、1月17日から24日まで、モルヤ・ハイスクールの生徒10人が来村され、3月にモルヤに派遣する生徒と昨年派遣した生徒の家庭でホームステイをしながら、中学校で本村中学生との交流や、日本の書道・茶道・剣道・坐禅、モルヤではできない厳冬を体験するなど、有意義な研修を終えられ帰国されました。

中札内からモルヤへの派遣は、3月16日から28日までの日程で、生徒7人と引率者2人が、10回の事前研修を経て渡豪します。

貴重な経験を主体的に積み、国際理解や語学力向上のきっかけとなることを期待しております。

次に、体育関係事業であります。村民スポーツ大会では1月22日にミニバレー大会を、1月23日・24日にフロアカーリング大会を、2月18日に卓球大会を、2月26日にバドミントン大会を開催しております。

各種教室では、2月16日から2月18日に実施した(17日は悪天候のため中止)小学生スキー教室には、31人の小学校児童の参加を得て実施しております。

新しい中札内村民プールの愛称を、小学校5・6年生を対象に募集したところ、46人から32点の応募があり、2月9日に教育委員会、社会教育委員、スポーツ推進委員各2

人、合わせて6人の選考委員により選考委員会を開催しました。

選考の結果、2人の児童からきらきら保育園、くるくる号に似たイメージで、泳ぐ感じ、小さい子どもでもわかりやすく覚えやすい、みんながスイスイと泳ぐことができるようなプールであってほしいという理由で応募された「すいすい」に決定しました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 平成29年度村政・教育行政執行方針

○議長（高橋和雄君） 日程第7、平成29年度村政執行方針及び教育行政執行方針について、村長、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 平成29年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私は平成17年に村民皆さまの温かいご支援を賜り村長に就任以来、3期12年間にわたり村政執行にあたらせていただきました。

3期目の4年間、少子高齢化の急速な進展などにより社会保障費の増大や地方創生に向けた施策を推進しながら、公約に掲げた「住んでみたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい村づくり」の実現を目指して、施策の重点化・選択化を進め、子育て支援策や定住対策をはじめとする重点施策の推進を図り、ワンランクアップのまちづくりを進めてまいりました。

人口減少社会の中、本村の人口も減少に転じておりますが、地域で住みよい環境を確保するこれまでの取り組みによって、減少の幅を抑えることができているものと感じております。

昨年はこれまでに経験のない自然災害が十勝を襲い、ライフラインと基幹産業の農業に深刻な影響を与え、本村にも大きな被害を与えました。

本年は、これまで本村の堅調な地域経済を支えてきた農業の更なる振興と地方創生の取り組みを、国・北海道などの動向を見極めながら、まちづくり基本条例の理念である協働のまちづくりを基本に、まちづくり計画のスローガンである「みんなでつくる 笑顔あふれるまち」を目指して、職員と一丸となって不断の努力を続けてまいる所存であります。

最初に平成29年度予算の概要について申し上げます。

29年度の国の予算は一億総活躍社会に向けて、子育てや介護支援、若者の不安解消などの施策に重点化しております。

地方財政対策については、社会保障の充実分の確保を含め、一般財源総額については前年をやや上回る額が確保されましたが、地方交付税は、これまで設けられていた歳出特別枠が減少し、臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、前年度より減少となっており、厳しい財政運営が予測されます。

これら地方財政対策に基づく本村の29年度予算では、骨格編成であることから一部財源を留保し、地方交付税は約17億6,900万円、臨時財政対策債は約1億2,000万円、総額18億8,900万円としております。

29年度予算案は、私の在任期間が少ないことから骨格予算として編成しておりますが、

第6期まちづくり計画前期計画の最終年であることから、これまで最重点施策としてきた子育て支援や定住促進事業については引き続き推進するとともに、中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生予算や大規模草地育成牧場施設整備、公営住宅改修工事、戸蔭大橋災害復旧工事などの継続事業については予算を計上し、健全財政を維持しながら、限られた財源を効果的に執行し、効率的な行財政の運営に努め、村民の皆さまが将来にわたって安心して住み続けられる村づくりのための予算編成としております。

これらの方針に基づいた一般会計の予算規模は、36億9,580万円、対前年比17.9%の減となり五つの特別会計を合わせた合計は49億1,660万円、対前年比15.2%の減となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第6期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、みんなで歩む協働のまちであります。

まちづくり基本条例に掲げる住民自治を柱に情報共有と住民参加をまちづくりの基本に据え、村民、議会、行政の協働によるまちづくりを進める所存であります。

30年度を始期とする第6期まちづくり計画後期基本計画の策定は、まちづくり基礎調査結果の反映にも意を配しながら、庁内策定委員会によりまとめる後期基本計画の素案を総合行政推進委員会に示し、さまざまなお意見をいただく中でまとめてまいります。

職員の資質向上については、少数精鋭主義が求められ、住民との協働意識を持ち、政策形成能力やコスト意識など経営感覚などを兼ね備えた職員を育成するため、人材育成基本方針に基づいて取り組みを進めてまいります。

開村記念日についてですが、昭和22年の分村以来、本年は開村70周年にあたります。

開村50周年以降、大きな節目の年以外は村表彰条例に基づく表彰のみとすることで進めてきましたが、本年については記念事業の取り組みや記念新聞の発行などを実施してまいります。

また、節目の年として、札幌及び東京ふるさと交流会に村民の参加を集い、交流促進を図ってまいります。

第2は、健康で人にやさしいまちであります。

少子高齢社会がますます加速し、私たちの生活する地域社会においても、個人の自由や人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前であった地域住民の相互のつながりが薄れてきています。

このような中、地域住民の生活を支えるためには、公的な福祉サービスの充実が求められるほか、住民を主体とした支え合いの仕組みづくりが必要となっております。

また、女性の就労の機会増加やライフスタイルの多様化などに伴い、子どもや子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化し、子どもの健やかな成長が不安視されています。

このため、重点施策である保育料の軽減・無料化、中学生までの医療費の無料化など、地域で安心して子育てできる環境づくりに、継続して取り組んでまいります。

母子保健関係では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と発達を支援するため、妊娠期からの健康づくりや出産・子育てに向けた準備のための教室、個別相談など支援の機会を拡充してまいります。

また、子育て支援センターとの連携により、産前・産後から子育てまで、継続した支援を実施してまいります。

保育園関係では、中札内きらきら保育園は今春より保育所型 認定こども園へ移行いたし

ますが、さらに保育の充実を図るとともに、子どもたちの健康な身体づくりや小学校との連携を強化してまいります。

こどもの城として位置づけする児童館は、児童館機能と放課後児童クラブ事業運営に支障を来すことの無いよう、ボイラー本体及び付属設備の更新を行います。

高齢者福祉施策であります。本村人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、平成29年1月末現在28.7%となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり健康で安心して自分らしい生活を営めるよう、身体など状態の変化に応じた、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが、適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、介護を必要としない健康な高齢者が増えるよう、介護予防を重点とした事業を推進するとともに、認知症の疑いがある方を出来るだけ早い段階で発見し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を確立してまいります。

そのため、平成28年度のモデル事業として実施した認知症施策推進事業は、本格実施へと移行し本人及び家族への初期支援・相談支援などをさらに充実してまいります。

福祉バスの廃止後、福祉団体などの研修旅行や各種行事に対応する大型バス借上を行うほか、少人数で福祉活動などを実践する際に使用可能な福祉車両の貸出しを行います。

障がい者福祉では、障がい者総合支援法に基づく国の動向を把握しながら、第4期中札内村障がい福祉計画を基本に、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

健康づくりは、日常生活における自らの認識と、自主的な実践が基本となりますが、健康を維持するためには保健・福祉・医療が一体となった総合的な取り組みが求められており、いきいき元々なかさつない 中札内村健康増進計画に基づき、総合的な健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

予防接種では、子どもを対象とした定期接種について、無料接種を継続して実施するとともに、昨年より道内で開始された日本脳炎予防接種は、積極的に接種を勧める年齢を前倒しして実施してまいります。

国保特定健診では、健診の必要性を理解していただくため、行政区などに出向き説明の機会を設けるほか、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を実施してまいります。

また、村民の生活習慣改善を支援するため、特定保健指導、健診結果説明会、各種健康教室などを効果的に実施してまいります。

平成30年度から始まる国民健康保険制度の運営主体の都道府県への移行についてですが、平成29年度中には、本算定が実施され、納付金の額や標準保険税率が確定することになります。それまでの間、北海道に対して可能な限り意見を述べるとともに、住民の皆さんへの情報提供に努めるとともに、29年度の予算執行にも留意しながら、新制度への移行がスムーズに進むよう取り組んでまいります。

各種がん検診については、積極的に受診を促し、検診により早期発見・早期治療につなげ、重症化予防に努めます。

食育の推進では、野菜の色が持つ健康効果に着目し、地場産野菜の調理方法などを広く普及・啓発することで、野菜や食物繊維の摂取量を増やし栄養バランスを整えることを目的とした七色献立プロジェクトを引き続き推進します。

また、地域の生産者などと協力し、親子を対象とした食育イベントを開催するほか、野菜料理と健康効果を学ぶモニター事業などを通して、地域全体の食生活改善を目指してま

いります。

労働対策では、引き続き冬期間における季節労働者の雇用対策事業を実施するとともに、帯広・南十勝通年雇用促進協議会との連携のもと、相談窓口の開設や、技術の習得のため各種講習会への参加を促し、通年雇用に結びつくよう努めてまいります。

第3は、人と文化を育むまちであります。

まちづくりの原点といえる人づくりのため、人が育つ環境づくりに努めながら、人がふれあい、文化を育み、生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指してまいります。

未来を担うすべての子どもたちの生きる力を育むため、学校と地域が連携・協働して、知・徳・体の調和のとれた教育を進めてまいります。

すべての村民が学ぶ喜びを感じ、生涯を通じて豊かに学ぶことのできる文化・芸術、スポーツ活動の環境を整え、生きがいと心の豊かさを実感できるよう取り組んでまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、協議・調整を行い、中札内村教育大綱に基づき教育行政を推進します。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、活力あふれる産業を育むまちであります。

基幹産業である農業を軸に、地場の安全安心な食の提供と、農業の営みにより形成されている農村景観、魅力ある観光資源を活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して各種施策を推進してまいります。

農業を取り巻く情勢は、E P A（経済連携協定）やF T A（自由貿易協定）などの交渉が活発化する中、T P P（環太平洋連携協定）協定は、アメリカ大統領がT P Pからの離脱を表明したことにより、情勢は一気に不透明となりました。今後は、2国間交渉などの可能性もあり楽観視できない状況にあります。

本村の農業振興は、平成29年度から新たに策定しました中札内村農業発展方策に基づき、安全・安心で良質な食糧の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成など多面的な機能を維持・促進するために、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進してまいります。

新・元気な畑づくり事業は、本年度から5か年継続して事業を行うこととし、市街地周辺の臭い対策として実施してきました堆肥の助成を廃止し、これまでの客土・除礫事業に加え、防風林対策を追加しております。

地域担い手確保では、後継者対策を重点に置き、実習生の受け入れや新規就農者に対する情報の提供を行います。

特に後継者の配偶者対策について、担い手育成センターが主体となり婚活支援活動を関係機関との協力・連携により推進してまいります。

食育・地産地消は、平成29年度から第3期計画として策定する食育推進計画・地産地消推進計画に基づき安全・安心な地域食材の活用に努め、農業体験や料理講習会による食農教育を実施するとともに、中札内村食の推進パートナー登録制度を推進し、粋匠品の取扱店と食の応援団のお店を対象にしたスタンプラリー等の実施を継続し、中札内産農畜産物の消費拡大やP R等に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、環境保全型農業直接支援対策事業による、自然環境の保全に資する農業生産活動の取り組みを実践する農業者に対し、支援してまいります。

土地改良関係では、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区事業計画策定のための調査が継続されます。

国営施設応急対策事業では、導水管の一部入れ替え工事が施工されます。

また、28年度制度化した圃場生産基盤改良補助は、29年度に限り継続し助成してまいります。

畜産関係では、近年発症が見られる牛サルモネラ予防接種事業、家畜自衛防疫組合による防疫事業を支援してまいります。

大規模草地育成牧場では、良質な飼料の確保に努めるとともに、老朽化による車両・作業機の更新を図り、指定管理者である農協と連携して、安定かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

また、畜産クラスター事業により実施します新設牛舎のほか付帯設備の工事により牧場環境の整備に努めてまいります。

林業関係では、森林経営計画に基づき、森林環境保全整備事業により間伐、地拵、植栽、下刈を実施するとともに、昨年の台風による被害林の整備を実施いたします。

有害鳥獣駆除対策については、村内関係団体を構成員とする有害鳥獣等対策協議会を中心とし、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊と連携し、エゾシカやヒグマ、キツネ、カラスなどの駆除に引き続き取り組むほか、特に農業被害の大きいエゾシカについては、積極的に頭数調整に取り組んでまいります。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援をはじめ、商店街の活性化など商工会と連携して取り組んでまいります。

観光振興関係では、専任職員を配置し、体制強化を図った観光協会では、食をテーマとしたイベントを通し、中札内村の知名度アップを図る取り組みを進めてまいります。

また、昨年更新しました観光協会ホームページ、フェイスブックなどのSNSの充実を図ります。

道の駅なかさつないは、魅力向上アクションプランに基づき、計画している施設整備等の協議を行い、計画時との状況の変化も見極め今後の整備方針をまとめてまいります。

また、来場者増に向けて地場製品の充実や情報発信機能を強化し、テナント会や関係機関と連携して、道の駅の魅力を発信してまいります。

札内川園地の管理では、昨年の台風の影響により例年どおりの開園や営業ができるか不確定要素もありますが、これまで同様に自然環境を満喫していただけるよう維持管理に努めてまいります。

第5は、自然豊かで快適に暮らせるまちであります。

本村の豊かで美しい自然環境や農村景観がある中で、誰もが安全で安心して質の高い生活ができるよう、自然と生活環境が調和した自然と共生する快適なまちづくりを目指します。

コミュニティバスについては、地域に親しまれ、愛されるバスを目指し、利用される方などの意見を聞きながら、村民生活の足を守り、安心な暮らしの確保を図ってまいります。

昨年加盟した日本で最も美しい村連合への取り組みについてですが、地域に誇りを持ち、景観や環境を守る地域づくりを推進するとともに、景観シンポジウムの開催や景観学習、景観ツアーなどを景観まちづくり委員会の委員とともに取り組んでまいります。

防災対策については、昨年十勝を襲った大雨を教訓に、中札内村防災計画の見直しを行い、災害発生時などにおける避難行動など、さらなる防災対策に万全を期してまいります。

道路整備関係では、舗装クラックの補修・修繕など維持管理を行うとともに、橋梁長寿命化計画に基づく保全工事として、4年計画で進めている中島新橋橋梁補修工事の3年目工事を施工してまいります。

また、道路側溝の雨水処理機能を確保するため、計画的に側溝の機能保全対策を実施してまいります。

災害復旧工事では、戸蔭大橋復旧工事を29年度・30年度の継続工事で施工するとともに、繰越明許費に計上している元更別・南札内59号道路工事を進めてまいります。

河川管理関係では、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、草刈りや床ざらいを行うなど、良好な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策では、引き続き最重要施策の一つとして移住・定住の促進を図るほか、良好な居住環境の創出のため、中札内スタイル住宅の普及を目指し、施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

また、ヴィレッジときわ野第4次分譲地の販売を推進するため、積極的なPR活動を行ってまいります。

公営住宅整備事業では、公営住宅長寿命化計画に基づき、泉団地2棟8戸、中札内団地3棟12戸、東戸蔭1棟2戸の居住性向上工事及び前年度からの繰越明許費工事を進めてまいります。

水道関係では、南札内浄水場の今後のあり方を調査するとともに、浄化機能を維持するため、ろ過砂洗浄及びろ過砂洗浄作業の効率化を図るため、ろ過シートを購入し適正管理に意を配してまいります。

下水道関係では、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、下水道施設長寿命化計画に基づく計装機器等の更新工事を進めてまいります。

空き缶のポイ捨て、ごみの不法投棄防止対策では、継続して広報紙や情報無線などによる周知、啓発及び地域からの情報収集に努め、クリーン中札内の実施など環境美化に対する住民意識の高揚を図ってまいります。

ごみ処理では、ごみと資源の分別パンフレットを活用し、ごみステーションにおける可燃・不燃ごみ等の分別や排出ルール、資源ごみの分別方法の住民周知に努めるとともに、生ごみの収集・資源化、家庭で眠っている古着等の回収事業の継続などにより、ごみの減量化に取り組んでまいります。

悪臭対策については、庁内における情報共有及び関係機関との連携により、事業者等への指導の徹底、悪臭防止に関するルールづくりや啓発、消臭材料の研究の動向などの情報収集や実地検証に取り組んでまいります。

火葬場設備の維持管理については、火葬炉内のセラミック張替えやバーナー関係部品等の更新により延命化を図ってまいります。

以上、平成29年度の村政に臨む所信の一端を申し上げます。

地方自治体の行財政環境は今後も厳しさを増すと考えておりますが、国・道の動向や地方自治制度の改革情報の把握を行い、緊急度・優先度を勘案し、限られた財源の中で創意と工夫を凝らした行財政運営を目指してまいります。

村民の暮らしの安全・安心を支える村づくりに向け、農業・食・観光など中札内村の強みを最大限に生かし、心豊かで幸せなまちを実感できるよう、自ら先頭に立って全力で村政を推進していく所存であります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の

所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 1時間が過ぎましたので、暫時休憩をして、15分から始めたいと思います。

15分から上松教育長の教育執行方針をお願いいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

日程第7の行政執行方針を続けさせていただきたいと思います。

教育行政執行方針で上松教育長、お願いをいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 平成29年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、昨年12月、中央教育審議会から新学習指導要領の答申がされました。

生きる力の育成、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスの重視、授業時数の増加、道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成を基本的な考え方としています。

これらを見据えながら、まちづくりの基本目標を踏まえ、教育行政を進めていく必要があります。

本村のまちづくり・人づくりのためには、それを支える教育の役割が重要であります。

社会が大きく変化する時代にあって、ふるさとに愛着と誇りを持ち、互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身につけることが求められています。

本村教育委員会は、第6期中札内村まちづくり計画の柱の一つである人と文化を育むまちを実現するため、中札内村教育大綱、教育に関わる諸計画に基づき、村と連携して引き続き努力していきます。

子どもたちが社会の中で義務と責任を果たせる人となるよう、生きる力の育成を基本とし、学校・家庭・地域など社会全体で、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てる教育と、そのための教育環境づくりを推進します。

社会教育では、すべての村民が心の豊かさ、生きがいを感じることができるよう、文化・芸術に触れる機会をつくり、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を主体的に生かす環境づくりを進めます。

以下、主要な事項について申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

基礎的・基本的な知識・技能やそれらを発揮できる力である確かな学力を身に付け、豊かな人間性を育むことを重点に取り組んでまいります。

一つ目の重点目標は、新しい時代を切り拓く力の育成です。

確かな学力の向上を図るため、保育園・小中学校が連携しながら子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、学力・体力向上サポート委員会による結果の分析、学校、家庭、地域で取り組むことなどを公表し、家庭学習の定着、ノーテレビデー・ノーゲームデーなどに取り組みます。

社会の変化に対応する力を育成する教育では、子どもが自己の良さや可能性に気づき、夢や目標に向かって生きていこうとするたくましい力を身に付け、自己肯定感を高める取り組み、地域や社会と関わり、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進します。

外国人英語講師の各学校への派遣による生きた英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組みます。国際交流派遣研修事業は、オーストラリア・モルヤ・ハイスクールへの派遣及びモルヤ・ハイスクール生徒の受け入れを実施します。

特別支援教育の推進では、幼児期からの就学に向けた支援や保・小・中が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センターの協力をいただきながら、特別支援連携協議会等での情報共有、教育支援委員会での必要な支援の協議を行い、保護者との合意形成を図って、合理的配慮の観点を踏まえた個別の指導計画によるきめ細かな指導、個別の教育支援計画の活用による一貫した支援を行います。

また、学校特別支援員を配置し、児童・生徒の学校生活・学習活動をサポートするほか、特別支援教育の理解と適切な支援のための研修会を更別村と合同で実施します。

学校施設の整備は、児童生徒の安全・安心の確保を重点に、中札内小学校では、傷みや汚れが目立ってきている普通教室の床を清掃・除菌が容易なものに張り替え、中札内中学校では、グラウンド周辺に照明を設置するほか、小中学校に、不審者情報や臨時休校・集団下校時などの緊急時に、保護者に迅速に連絡することができるメール配信システムを導入します。

二つ目の重点目標は、豊かな心と健やかな身体の育成です。

地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育では、学校支援ボランティアなど、地域の人々の力添えにより、郷土を愛し、ふるさとを大切にせる教育や、豊かな人間性と社会性を養う交流・体験事業やキャリア教育に取り組みます。

いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期解消のため、教職員が子ども一人ひとりと向き合い、コミュニケーションを大切にし、小さなサインを見逃さず、関係者が一体となって取り組みます。

スクールカウンセラーによる教育相談や、いじめの実態調査や学校対応状況の把握など、緊張感をもって積極的に責務を果たしていきます。

学校、教育研究所では、規範意識や倫理観、自他の生命を尊重する心を育てるため、組織的、体系的な道德教育の充実に取り組みます。

健やかな身体の成長を促す教育では、体力の向上を目指し、新体力テストは全学年全種目を実施し経年変化を見取り、授業改善、部活動やスポーツ少年団活動の支援と基本的な生活習慣や正しい食生活の確立に努めます。

また、中札内小学校栄養教諭と連携して、小中3校での給食指導や食育を実施します。

学校給食は、食材の調達に地産地消の考え方を基本とし、地場産の素材を使ったふるさと味覚給食やふるさと食材の日、行事食の提供を行うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための生産者等との給食交流を実施します。

三つ目の重点目標は、信頼される学校づくりです。

保護者や地域住民への積極的な情報提供と、教職員の服務規律遵守徹底や体罰根絶の指導などに取り組みます。

開かれた学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配布などにより、地域住民との積極的な情報共有を行います。

特色ある学校づくりでは、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校

ごとの特色を生かしたが活動が実践されるよう、適切な指導・助言と支援を行います。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が学校経営方針、重点目標を共有し、学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力向上を図るため、更別村と共同設置している指導主事の活用、校内研修や長期休業中の教職員研修の充実、各種研修事業への参加を促します。

四つ目の重点目標は、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりです。

地域で子どもたちを育てる環境づくり、学社融合による教育活動の推進では、学校と保護者、地域が目標や課題を共有し、本村の環境を生かした特色ある学校づくりを目指して、学校支援ボランティアの登録拡大と活用、小中学校が一体となって地域の人が学校を支える学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動、小中連携から小中一貫教育の取り組みを推進します。

また、学校とPTA、子ども会、教育関係者などとの連携により、長期休業中の体験活動などを実施します。

第2は、社会教育、文化、芸術の振興です。

村民の皆さまが心豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その成果を主体的に生かすことのできる環境づくりを進めます。

学校運営協議会による共育の日関連事業の実践により、地域の教育力を結集し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

子どもたちの各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、人を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図るため、通学合宿やジュニアアウトドアスクールなどの体験活動事業と、南砺市、川越市の子どもたちとの交流事業を実施します。

生涯学習では、講座の開催と、社会教育団体や村民グループの自主活動の支援など、生涯学習活動を促進します。

また、更別村と連携して、お互いの生涯学習やスポーツなどの講座等への参加を促進するための情報提供に努めます。

また、ポロシリ大学による学習機会の提供や、子どもとの交流の中で、これまで学んできた豊かな経験や知識を還元する機会を提供します。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、芸術に親しむ機会を提供します。

また、村民主体の文化祭の実施や、公演等の開催支援、更別村と連携した学校舞台芸術鑑賞など、芸術文化の鑑賞機会の創出に努めます。

北の大地ビエンナーレに続く新たなアートのまちづくり事業は、大学と連携した事業の実施と引き続き新たな事業の検討を行います。

文化財保護では、郷土に対する理解を深めるため、文化財の保護、伝承、名勝ピリカノカ・十勝幌尻岳のPRに努めます。

図書館事業では、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、人形劇会、夏休み・冬休み企画、絵本作家講演会などを実施するほか、学校図書館や保育園、学童保育での読書活動の支援や連携事業を実施します。

また、子どもたちに絵本に興味をもってもらうため、ブックスタート事業に加え、新たに3歳ブックフレンド事業を実施します。

第3は、スポーツの振興です。

誰もがスポーツを気軽に、楽しく親しみ、スポーツを通じた交流ができる環境が創出できるよう、スポーツ団体の育成・支援やスポーツの機会の提供、総合型地域スポーツクラブ ピータンスポーツクラブの活動支援に努め、生涯スポーツを振興します。

また、中札内村民プールでは、水泳教室・講座を実施し、水泳の普及、村民の体力・健康づくりを推進します。

以上、平成29年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、生涯を通して豊かに学ぶことのできる社会の実現を目指し、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（高橋和雄君） これで各執行方針の説明を終わります。

◎日程第8 請願第1号 高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書の採択を求める請願書

◎日程第9 陳情第1号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の採択を求める要請書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第8、請願第1号、高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書の採択を求める請願書、日程第9、陳情第1号、JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっています請願1件と陳情1件については、会議規則第92条の第1項の規定により、請願第1号は、所管の産業文教常任委員会に、陳情第1号は、所管の総務厚生常任委員会に付託します。

なお、この請願及び陳情の委員会審査は、この会期中に終了し、報告をお願いいたします。

◎日程第10 承認第1号 平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第10、承認第1号、平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村民プール建設建築主体工事について、工期延長のため、繰越明許費を設定する補正予算が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださ

いますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番、平成28年度一般会計補正予算、平成29年専決第1号をご用意ください。

2ページをご覧になっていただきたいと思います。

中札内村民プール建設建築主体工事は、2月10日までの工期で実施しようとしておりましたが、受入業者から、昨年の台風災害対応により、建物躯体工事に遅れが生じ、工期短縮の努力をしていましたが、冬期間による養生や仕上げ品質向上のための作業期間が予定以上に必要となり、また、この工事の外構については、早い時期で降雪があったため、工期延長の申し出があり、工期を5月25日までとする契約変更を行ったことにより、外構工事部門に係る1,229万6,000円を繰越明許費の設定を行うものであります。

なお、外構以外の工事については、3月10日を完成として、出来高検定を行い、部分払いを行うこととしています。

併せて、中札内村民プール建設機械設備工事、同プール建設電気設備工事も工期を2月10日から3月10日に変更しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） これで討論を終わります。

承認第1号、平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認されました。

◎日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、議題に供されました人権擁護委員の推薦について、ご

説明申し上げます。

現職の中川芳子氏は、来る6月30日で退任されることとなりますが、釧路地方法務局長より後任の推薦依頼がありましたので、人権擁護委員法に基づき、大和田彰子氏を人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

大和田氏は、人格識見ともに優れており、最適任者と存じます。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま議題になっております諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者とするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、被推薦者を適任者とするに決定をいたしました。

◎日程第12 議案第3号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について

○議長（高橋和雄君） 日程第12、議案第3号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、更別村と共同で設置している指導主事について、中札内村が本年度で3年の執務担当を終えることから、設置当初の覚書に基づき、平成29年度から更別村を執務担当村とするよう規約を変更するものです。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、高桑教育次長、お願いします。

○教育次長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

学校教育に関する専門的事項の指導のため、更別村と共同で設置している指導主事が、本年度で中札内村での3年間の執務を終えることから、平成29年度から更別村が執務を

担当するよう規約を変更しようとするものです。

議案6ページをお開きください。

規約変更の内容ですが、第3条で、執務場所及び庶務を担当する村を、更別村教育委員会にしようとするものです。

これに伴い、第4条、指導主事の選任方法では、更別村教育委員会が選任すること。

第5条、経費の負担は、第1項で、更別村の予算に計上すること。

第3項で、中札内村が負担金を更別村に納付すること。

次のページの第7条で、決算報告を更別村議会の認定に付し、その結果を中札内村に報告すること。

第8条及び第9条で、指導主事の身分の取扱い、給与等について、更別村の条例、その他の規定を適用するよう変更するものでございます。

今後の手続きですが、更別村議会と本村議会で規約が議決されましたら、両村が告示を行い、北海道知事に変更届けを提出することとしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは確認させていただきます。

今回も3年間中札内村での執務を終えて、今後は更別を拠点にして活動されるということなのですが、それに伴って、中札内における教育が低下するという事は無いと思うのですが、何か更別を拠点にして、今後、これまでの取り組み、指導主事の取り組みが何か変わるといえるのでしょうか、例えば、これまで中札内に拠点を置いていたので意思疎通もスムーズに図れたと思うのですが、そういった面での変更等、多分これによって生じるのかなと思うのですが、指導主事の今後、次年度以降の執務状況、中札内とどのような形で関わっていくのか。

あともう一つ、これまで予算決算等で指導主事の方、説明員として出席されていたと思うのですが、そういった体制については今後どうなるのか。

これまでどおり変わらず出席されるということなのかどうか。

この2点についてちょっと確認させてください。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 身分については更別村職員に変わるということが最も大きく変わるところなのですが、そのことによって、業務内容ですとか業務のボリュームについては全く変わることはございません。

基本的には更別村と中札内村の小中学校数で負担金も決めており、ちょうど2分の1ということ。3校、3校で。

ですので、年間の勤務時間についても2分の1ということになっておりますので、これまでと同様、中札内村の教育に係る必要な会議については出席していただきますし、1週間のうち、5日のうち半分ずつの、それぞれの教育委員会事務局での執務になります。

議会についてなのですが、それぞれ定例会については似たような時期にありますので、必ずしも全ての、指導主事が出席すべき予算決算の審議のときに出来るかどうかと

いうことについては、一部確約できないところはあるのですが、基本的には半分半分ということで、可能な限り、中札内村での議会の予算決算の審議のときには、説明員として出席いただくということについては変わりございません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

質疑が無いようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第4号 中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第13、議案第4号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、及び、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、中札内村個人情報保護条例の一部改正を行おうとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒番号15番、議案関係資料の1ページの新旧対照表をお開きください。

今回の改正につきましては、ただいま趣旨説明のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正。

この二つの法改正に伴うものです。

まず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う改正内容は、個人情報の定義の明確化と、要配慮個人情報、人種、信条、病歴等になります。

この定義を追加するもので、第2条第2号の個人情報をアとイに明確化し、追加した第3号、個人識別符合、次のページになりますけれども、第4号、要配慮個人情報、これを明確化したもので、個人識別符合とは、指紋、顔認識データ、旅券番号等を言いついて、要配慮個人情報とは、人種、信条、病歴等を言います。

そして、第7条第4項は、この要配慮個人情報に字句を改めたもので、次の3ページ、第31条の2第3号は、情報提供等記録についてで、番号法の第23条とは、情報記録を保存しなければならない旨の規定で、これに番号法第26条において追加された情報提供ネットワークシステムの使用に関する規定についても準用することとしております。

そして、第31条の8第1号の第28条から第29条への改正は、番号法の追加により、村条例の繰り下げを行うものであります。

附則の施行期日につきましては、法の施行日と同様の平成29年5月30日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

議案第4号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号 中札内村国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第5号、中札内村国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴い、設置の目的や処分について、保険給付に要する費用の財源に不足を生じた場合と限定されている部分及び積み立てについて、決算上剰余を生じた時と限定されている部分をそれぞれ拡充する必要がある

ため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料4ページをお開きください。

国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴い、所要の改正を行うもので、第1条で、設置の目的を、条例改正前は、「保険給付に要する費用の財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため」としておりましたが、制度改正後は、保険給付に要する費用は、北海道が市町村に交付することになり、基本的には不足を生じることがなくなります。

その代わり、北海道に市町村が納める納付金の総額に、市町村が賦課する国保税額が満たない場合、その満たない部分に基金を充てる可能性なども想定されることから、改正後は、「国保事業の円滑な運営に資するため」とし、国保事業の運営全体にその用途を拡大するものであります。

次に、第2条については、積み立てに係る規定ですが、改正前は決算上剰余を生じたときは積み立てると規定していますので、決算が確定した後でなければ積み立てを行うことができませんでしたが、先ほどの第1条と同様、どのようなケースにも対応できるよう、「毎年度予算の定めるところにより」を加えております。

次に、第6条は、基金の処分に関する条項ですが、第1条と同様、保険給付に要する費用に不足を生じたときに処分することができる限定している規定を、「第1条の設置の目的のため」と改正し、国保事業運営全体に使用できるとしております。

なお、本条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

議案第5号、中札内村国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第6号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第15、議案第6号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が公布され、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う改正及び地方消費税率引き上げの実施時期が延期されたことに伴う、昨年9月定例会に提案し可決された、法人住民税法人税割の税率引き下げ並びに軽自動車税における環境性能割の導入について、その実施時期が延期されたことから、9月提案の一部改正条例の再改正をしようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料5ページをお開きください。

村税条例等の一部を改正する条例の改正概要により、説明させていただきます。

今回の改正は、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う改正と、地方消費税率の引き上げの時期が延期されたことに伴う改正となっておりますが、まず、第1条改正で、村税条例の一部改正関係ですが、これは地方税法が改正されたことに伴い、個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限が2年半延長されたことに伴う改正であります。

次に、第2条改正ですが、1点目、2点目ともに昨年9月の定例会に提案し可決された案件で、もともと地方消費税率の10%への引き上げに合わせて施行する予定となっていたもので、その消費税率の引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日と延期されたことに伴い、この2件に関する一部改正条例の施行日である平成29年4月1日の前に、再改正しておく必要があることから、改正するものであります。

1点目の法人住民税の税率、引き下げ時期の延期ですが、9月の改正で、平成29年4月1日施行として、現行12.1%の税率を8.4%に引き下げることにしていましたが、これを12.1%に戻し、平成31年10月1日を施行日として、再び8.4%に引き下げる改正となっております。

2点目の軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期ですが、9月の改正で、平成29年4月1日施行として、自動車取得税の廃止の代わりに、軽自動車税に環境性能割を創設、さらに、現行の軽自動車税を種別割に変更することとしていたものを、一度改正前に戻し、平成31年10月1日を施行日として、再び環境性能割の創設等の条項を追加する改正となっております。

ただし、環境性能割の燃費基準達成度に応じて決定する税率区分は、平成31年度、税制改正において見直すこととなっております。

なお、昨年9月の改正時に創設したスイッチOTC薬医療費控除の特例の条項や特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例の創設、延滞金の計算期間の見直しに係る部分については、今回の改正の対象となっておりませんので、9月改正のと通りの施行となります。

次に、6ページから26ページにつきましては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

議案第6号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

午前中の審議はこれで終わりたいと思っております。

午後1時から再開をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 午前中に引き続き、会議を開きたいと思っております。

それでは会議を続けます。

◎日程第16 議案第7号 中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第7号、中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、昨年8月の台風により札内川園地キャンプ場内の5人用バンガロー5棟が倒壊したことにより、公園設置条例から5人用バンガローを削除するため、条例の一部を改

正しようとするものです。

詳細について、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、成沢産業課長、お願いします。

○産業課長（成沢雄治君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、議案の20ページをご覧ください。

中札内村公園設置条例に定められております札内川園地のバンガローにつきまして、別表第2表の表中から、バンガロー5人用1棟、1泊2,000円を削除するものでございます。

黒ナンバー15番、議案関係資料27ページに新旧対照表を付けておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号 中札内村水泳プール設置条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第17、議案第8号、中札内村水泳プール設置条例の全部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新プールの建設に伴い、条例の名称を中札内村民プール設置条例とし、条例の全部を改正しようとするものです。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださ

いますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、高桑教育次長、お願いします。

○教育次長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

議案の22ページをご覧ください。

条例の名称ですが、中札内村民プール設置条例に改めます。

第1条は、設置目的で、水泳の普及振興及び健康増進を図るとともに、地域コミュニティ活動の促進に資するため、プールの設置及び管理について、必要な事項を定めるとして

います。

第2条は、名称及び位置です。

第3条は、管理運営で、教育委員会が行うことを明記しました。

第4条は、使用の許可。

第5条は、不許可について定めています。

第6条は、使用料で、別表に掲げる使用料を納付しなければならないとしております。

なお、その金額は、現在の中札内水泳プール及び上札内水泳プールと同額の一人1回あたり100円です。

第7条は、使用料の減免。

第8条は、使用料の還付について定めています。

第9条は、使用の制限や取り消しをすることができることを。

第10条は、使用者の義務を。

第11条は、特別の設備等の設置に許可が必要なことを。

第12条は、教育委員会職員の立ち入り。

第13条は、施設設備を損傷、滅失したときの損害賠償について定めています。

なお、規則についても全部改正をしようとするもので、議案資料28ページに載せておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは何点か確認させていただきます。

今回、プール新しく設置されたということで、条例新たに定められまして、また、規則も変えられたということで、今現行の規則と条例について見させてもらったのですが、今回、現行のものは管理運営というのが、監視者を置くような形で教育委員会ということで明確になっていなかったのですが、今回、教育委員会が管理運営をするということで、従来と運営体制、どのように変わるのかということをちょっとまず確認したかったことと、あともう一つ、この規則に関する件なのですが、今回、新たに入れ墨及びそれに類似するものを有している者にはプールの使用を許可しないということで改めて明記されたところなのですが、これ、例えば、今、若い保護者の方で、完全な入れ墨ということではないのですが、文字的なその彫り物をされている保護者という方がおられるのですね。

私も何人の方かはそういった方を拝見したことがあるのですが、そういった方が小さなお子さんをお持ちでプールを使用する場合に、どのような対応、例えば、就学前の子

どもであれば、その保護者というのは観覧席だけは入れるのか、それとも、一緒にプールに入らなければ使用できないとなると、いわゆる文字的な彫り物、簡易な入れ墨に類した物を有している方は利用できないので、その子どもも利用できないのか。

その辺のちょっと、線引き非常に難しいと思うのですけれども、どのように考えられているのか。

本当に公共施設、入れ墨とそれに類する人については使用許可しないという動きはすごく広まっているのですけれども、これについてはいろいろ実は議論があって、法律的にも人権侵害ではないかというような意見も一部ではあるように聞いておまして、その辺について、今、2点ですね、入れ墨に関連すること、それと、管理運営体制が新たに、今回条例定めることでどう変わるのかということをも2点伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 従来の管理運営方法と大きく変わることはありませんで、定めが無かったことから、今回の条例の全部改正にあたって、きちっと定めたということで、運営については大きく変わることはございません。

教育委員会が直営で管理し、監視員、管理人を置くということについては、現在の中札内プール及び上札内プールと同様の管理運営体制を取るということでございます。

今、ご質問のありました入れ墨等について、教育委員会事務局の内部でも規則を制定するにあたって、少し悩んだところでありまして、他の市町村の同類のプールなんかも参考にさせていただいて、やはり利用者が不安を感じたり、あるいは不快に思ったり、恐怖心を覚えるということについては、やはりそこは好ましくないという観点で、利用者優先という立場に立って、この規則の第8条の第2号に、入れ墨及びこれに類するものというのは、タトゥーのようなものを想定しておりますけれども、これを明記させていただきました。

ご質問にありましたように、諸外国では一般的であっても、まだ日本では、そうその許容される方、多くはないのではないかとということがあります。

ただ、一部の方については、いわゆる背中いっぱいに入れ墨ということではなくて、体のごく一部に絵ですとか、それから文字を入れるということはあることは承知しております。

そこで、例えば、ホールで保護者として観覧あるいは見守りをしている場合については、当然衣服を着用しておりますので特に問題はないと考えているのですけれども、プール内において、それが対象の目につくような状態であれば、小さくて見えないのは別にしまして、一般的に誰が見てもそうだなと思われるものについては指導が必要かなということで、例えば、テープを貼って隠すなどの対応で、泳ぐことについては確保してあげたいなという考え方で対応する予定でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） わかりました。

それでは、ある程度は柔軟な対応というか、要するに、ほかに使用される方が恐怖を感じないとか、不快感を得ないような指導をして利用をしていただくような形にされるということですね。

理解いたしました。

あと、運営体制については、これまで同様の教育委員会が直営されるということなので

すけれども、これちょっと、もしかしたら予算の方の質疑になるのかもしれませんが、これまでシルバー人材の方に管理は委託されていたのでしょうか。

その辺、僕のちょっと認識違いだったら申し訳ないのですが、それも同じような、どこかに委託してこの管理運営していくのか。

それとも、教育委員会として、例えば、何らか職員の方を、嘱託なり臨時職員なりを採用されて監視していくのか。

その辺ちょっとわかればご説明ください。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 過去には社会福祉協議会に委託していたこともあったのですが、法的に警備業の許可がないと受託できないということが分かったものですから、それが分かった後からは、就労センターに登録している方を教育委員会が雇用して、管理、それから監視にあたってもらっているということで、その体制で引き続き新プールについても行うという考え方でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、中札内村水泳プール設置条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第9号 債権の放棄について

○議長（高橋和雄君） 日程第18、議案第9号、債権の放棄についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村水道給水条例に基づく簡易水道料金について、債務者が自己破産の免責決定を受け、徴収が不可能であることから、この債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、火山副村長、お願いします。

○副村長（火山敏光君） 補足説明を申し上げます。

自治体における債権管理は、租税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、公課、下水道使用料、介護保険料、保育料、国保が料の場合。

その他、いわゆる私債権として、住宅料、水道料、給食費に大別され、水道料については、給水停止措置がありますので、私債権というふうに位置付けがされております。

これらの債権の時効期間ですが、租税は5年、下水道、住宅料、保育料は5年。

介護保険料、後期高齢保険料は2年。

水道料、給食費は2年ということで、債権ごとに年数の相違がございます。

債権に係る滞納処分については、公債権は、国税徴収の例、地方税の滞納処分の例により、処理できる債権となりますけれども、私債権は、民法が適用されますために、裁判所の関与が必要な債権となり、時効消滅の効力を発生させるには、債務者が援用、いわゆる時効の主張をしなければ、時効による権利の消滅の利益を得ることができず、また、この時効の利益を予め放棄することはできないというふうに位置付けがされております。

今回の事案につきましては、私債権とされる平成27年5月分の簡易水道料について、平成27年10月29日付で釧路地方裁判所帯広支部において、免責許可が決定され、徴収が不可能となったことから、地方自治法第96条第1項第10号に定める法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することの規定を充用し、私債権である水道使用料の債権を放棄するため、議会の議決をいただくものでございます。

以上で説明は終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

議案第9号、債権の放棄についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第10号 平成28年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第20 議案第11号 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第21 議案第12号 平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

- ◎日程第 2 2 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 3 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第 2 4 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 1 9、議案第 1 0 号から、日程第 2 4、議案第 1 5 号までの平成 2 8 年度中札内村各会計補正予算についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 5, 2 1 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 4 9 億 9, 6 5 5 万円に調製したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 4, 0 8 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、総額を 5 億 8, 0 1 8 万 1, 0 0 0 円に調製したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 9 9 1 万円を減額し、総額を 2 億 5, 6 3 0 万 7, 0 0 0 円に調製したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 2 9 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 6, 2 4 8 万 2, 0 0 0 円に調製したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 5 3 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 億 3, 9 4 9 万 7, 0 0 0 円に調製したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 5 5 万 4, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 億 7, 0 5 2 万 3, 0 0 0 円に調製したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、順次、補足説明をお願いしたいと思います。

最初に、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒番号 9 番になります。

はじめに、村政執行状況報告にもありましたとおり、今回の補正予算では、国の経済対策と災害対策を受けた二次、三次補正の事業と、追加配分を受けた、合わせた 4 事業を前倒して繰越明許費として計上しております。

次に、ふるさと納税に伴う各基金の積み立ての追加があります。

2 月末現在で 1, 4 0 0 万円を超える寄付がありましたので、寄付者からの意向などが

ら、ふるさと活性化基金、福祉基金など合計8基金にそれぞれ追加をして積み立てを行っております。

それでは、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係る特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入については同様の説明を省略させていただきます。

31ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄中断の印刷製本費29万5,000円の追加は、川越市アンテナショップの新聞折り込みチラシの作成と、下段の委託料、アンテナショップ看板パネル3万5,000円の追加は、事前作成を行うため、今回の補正予算に提案しております。

32ページをお開きください。

説明欄上段の積立金、公共施設等整備基金積み立て362万円の追加は、営農水道使用料の財源余剰分を将来の営農水道施設整備に備えるための積み立てを行うものです。

次の財政調整基金積み立て1,000万円の追加及び庁舎整備基金積み立て1億5,000万円の追加は、本年度の分譲地の売払いや村税の追加、地方交付税の増加のほか、歳出の執行残より生じた財源を将来の財政需要及び庁舎建設に備えるため、積み立てを行うものです。

後段、農業費になりますが、食と農業農村振興基金積み立ても7,000万円ほど積み立てを行っております。

34ページをお開きください。

5項交通安全対策費、説明欄、需用費、光熱水費120万円の減額は、使用料使用実績による減額で、過去2年間は電気料の値上がりにより増加していましたが、本年は、省電力化の効果が少しではありますが出たものと推察いたします。

37ページをお開きください。

2項企画費、2目広報公聴費、説明欄上段、屋外アンテナ設置等委託113万円の減額は、屋外設置となる大ホールアンテナ及び3素子アンテナの設置が少なかったことによるものです。

下段、3目まちづくり推進費、説明欄、ふるさと納税謝礼は、11月臨時会において320万円追加しましたが、そのときの見込みを上回る寄付があることから、150万円追加をするものです。

年度末では、件数で約1,200件、金額は約1,400万円を超える見込みとなります。

次に、38ページ、説明欄中段、小規模企業支援補助金ですが、本年度は新分野1件の申請のため、当初予算計上していた300万円から119万5,000円を減額いたします。

44ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄上段、自動車借上料100万円の減額は、福祉バスに代わる借上車ですが、実績に応じまして、減額をいたします。

4行下段のポロシリ福祉会運営助成補助金は、介護サービス運営助成補助金で、デイサービスの利用者が減少したことにより、補助金159万8,000円を追加するものです。

45ページ、説明欄中段、年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害遺族年金432万円の減額は、昨年度、国の緊急経済対策で、3月に補正計上、6月支給となった年金生活者

等支援臨時福祉給付金との重複支給ができないことから、受給者が減少したものです。

特定財源についてですが、43ページになりますが、国の年金生活者等支援臨時福祉事業補助金を432万円減額しております。

51ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費、説明欄、児童手当285万5,000円の減額は、対象児童者数の減少によるものです。

特定財源の児童手当負担金202万3,000円も併せて減額しております。

52ページ、3目中札内保育園費、説明欄中段、保育士及び調理員代替賃金168万9,000円の減額は、加配をしていたクラスの保育士を子どもの成長により加配を外したことによる減額によるものです。

57ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄下段、予防接種業務委託105万4,000円の減額は、接種者数が見込みより少なかったことによるものです。

次に、59ページ、7目合併処理浄化槽事業費、説明欄、合併浄化槽設置補助金273万円の減額は、設置が見込みより少なかったことによるものです。

今年度の実績は、5人槽、7人槽各1基でございます。

63ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄、新元気な畑づくり事業補助金285万9,000円の減額は、事業実績が減少したことによる減額になります。

特定財源におきまして、食と農業農村振興基金繰入金を277万円減額しております。

64ページ、4目土地改良事業費、説明欄中段、工事請負費、農業地法面工復旧工事137万2,000円の減額は、工事契約額確定による減額になります。

次の土地改良圃場生産基盤向上対策事業補助金929万9,000円の減額は、来年度、平成29年度に実施年度を変更することとしたため、減額を行います。

本年度の実績は、1農業者の2基であります。

65ページ、3項畜産費、3目牧場費、説明欄下段、工事請負費、次のページにかかりますけれども、大規模草地育成牧場牛舎建設工事2億1,142万1,000円の追加は、畜産クラスター事業を活用して、牛舎の建設を繰越予算により計上いたします。

特定財源として、国の畜産酪農収益力強化整備等対策事業補助金4,857万2,000円、地方債1億6,280万円を追加するものです。

牛舎の位置図などは、黒番号15番の議案関係資料の33ページの方に載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

67ページをお開きください。

4項林業費、3目村有林管理費、説明欄、村有林支障木伐採委託120万円の減額は、業務の確定により減額を行うものです。

次に、72ページ、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、説明欄中段、道路維持委託578万3,000円の減額は、台風災害により予定していた草刈作業及び道路補修等が実施できなかったことによるものです。

下段、3目除雪対策費、説明欄、除雪委託については、1月の臨時会においても追加いたしました。これまでの降雪等による除雪からさらに不足が生じる見込みがあることから、1,300万円の追加をいたします。

73ページ、4目道路改修費、説明欄中段、道路改良舗装工事180万円の減額は、事

業費の確定によるものです。

76 ページ、5 項住宅費、4 目公営住宅建設費、説明欄下段、公営住宅建設工事 4 5 9 万 6, 0 0 0 円の減額は、地域優良賃貸住宅、ふれあい団地事業費の確定によるもので、特定財源についても、国の社会資本整備総合交付金を 2 9 6 万円、地方債、公営住宅建設事業債を 2 8 0 万円減額しております。

次の公営住宅改修工事（その 2）1, 4 4 9 万 4, 0 0 0 円の追加は、ストック改善工事泉団地、中札内団地、東戸蔭団地につきまして、長寿命化改善するもので、特定財源として社会資本整備総合交付金を 7 2 4 万 7, 0 0 0 円、公営住宅建設事業債を 7 2 0 万円追加しております。

予算は平成 2 9 年度に繰り越しを行います。

7 8 ページをお開きください。

9 款、1 項消防費の十勝広域消防事務組合負担金 2 3 7 万 6, 0 0 0 円の減額は、負担金額の確定によるものです。

下段、3 目非常備消防費の旅費の費用弁償 1 5 9 万円の減額は、団員の出勤件数の減や訓練など参加人員の減による減額になります。

8 0 ページ、1 0 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、永井明奨学資金貸付金 3 9 0 万円の減額は、新規貸付が少なかったことによるもので、特定財源の永井明奨学金基金繰入金についても同額を減額しております。

8 2 ページ、5 目スクールバス運行費、説明欄下段、通学用自動車運行管理委託 2 3 6 万 5, 0 0 0 円の追加は、超過走行分に不足が生じることから、追加を行います。

8 3 ページをお開きください。

2 項学校給食共同調理場費、2 目業務費、説明欄下段、調理員賃金 1 4 1 万 7, 0 0 0 円の減額は、嘱託職員が欠員だった期間があることから、減額するものです。

なお、この期間は代替等で対応を行っております。

8 9 ページをお開きください。

5 項社会教育費、2 目施設管理費、説明欄上段、ファミリースポーツセンター改修工事と、下段の中札内村民プール建設工事は、それぞれ事業費の確定のため、減額をしております。

特定財源として、8 8 ページになりますが、地域づくり総合交付金は、対象となるということで、年度途中で申請を行い、交付決定となったことから、2, 3 2 0 万円を追加いたします。

中札内村民プール建設事業債は、事業費確定のため、4, 0 8 0 万円減額し、公共施設等整備基金繰入金はプール分、体育館分みておりましたが、事業費確定により、1, 5 2 0 万円減額いたします。

9 3 ページをお開きください。

1 1 款災害復旧費の説明欄、村道 5 9 号災害復旧工事は、繰越事業費として 1, 9 6 8 万 8, 0 0 0 円追加いたします。

特定財源として、国の災害復旧事業負担金 1, 5 4 9 万 9, 0 0 0 円を追加し、次の段の災害復旧事業委託費負担金 2 8 6 万 1, 0 0 0 円の追加は、5 9 号道路災害復旧工事と、戸蔭大橋災害復旧工事に係る設計委託費に係る補助金を追加いたします。

5 9 号に係る地方債については 3 9 0 万円を追加いたします。

また、十勝道路株式会社、中央コンピュータサービス株式会社、北海道日本ハムファイ

ターズなどから、台風災害に対していただいた寄付金310万円を公共土木災害復旧費の特定財源として追加しております。

94ページをお開きください。

12款公債費の長期債償還利子175万4,000円の減額は、借入額及び借入利率確定に伴う減額となります。

95ページをお開きください。

13款諸支出金、特別会計繰出金ですが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、公共下水道の4会計合わせて2,950万9,000円を減額しております。

次に、97ページをお開きください。

給与費明細書ですが、一般職の給与費の比較で42万6,000円の減額は、年度途中からの育児休業によるものです。

職員手当の内訳の左から3項目目、時間外勤務手当の欄は、比較の欄で125万5,000円減額となっていますが、これは3月分までの支給を見込み、減額を行うものです。

次に、戻っていただきまして、13ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、1項村税で、村民税の法人700万円の追加は、前年度実績による農業法人など法人割額の増加によるものです。

次に、固定資産税の現年課税分168万1,000円の追加は、当初予算の収納率を上回る収納率が見込めることによるものです。

14ページをお開きください。

9款地方交付税の説明欄、普通交付税7,662万円の追加は、交付額確定によるものです。

特別交付税4,936万1,000円の追加は、主に災害復旧事業に係る交付額の増によるものです。

次に、11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節常設保育所負担金231万3,000円の追加は、入園児童数の増加によるものです。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目農林使用料、1節牧場使用料275万8,000円の追加は、夏季放牧の預託頭数増加によるものです。

5目土木使用料、1節村営住宅使用料207万3,000円の追加ですが、これは入退去に伴う増加によるものです。

16ページをお開きください。

6目水道使用料、1節営農用水道使用料410万円の追加は、工場など大口使用が増加したことにより追加となります。

18ページをお開きください。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1節民生費国庫負担金、障がい者自立支援給付金負担金の介護給付訓練等給付費負担金344万5,000円の減額は、収入見込みから確定に伴いまして減額となります。

21ページの道支出金、説明欄の最上段177万2,000円の減額も同様の理由によります。

戻りまして、18ページの6節子どものための教育保育給付費負担金130万7,000円の減額は、対象児童の減少によるものです。

次に、19ページ、1目総務費、国庫補助金、20節の地方創成交付金155万8,0

00円の減額は、交付額の決定に伴い減額を行います。

25ページをお開きください。

15款財産収入の宅地分譲地売払1, 150万4, 000円の追加は、ときわ野第4次分譲地、ヴィレッジ興農の売払収入を追加しております。

戻っていただきまして、7ページをお開きください。

7ページ、第2表繰越明許費の4件の追加になります。

最初に説明したとおり、4事業を繰越明許費として設定しようとするものです。

8ページは、第3表債務負担行為補正1件を補正するもので、パソコン譲渡事業償還金、限度額を変更するものです。

これは借入額が確定し、額、利率とも減少したことによるものです。

9ページをご覧ください。

第4表地方債補正ですが、追加するものとして、公営住宅建設事業（その2）が720万円、大規模草地区育成牧場牛舎建設事業が1億6, 280万円、村道59号道路災害復旧事業390万円、これらに限度額を設定するほか、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものです。

10ページにつきましては、変更するものとして、公営住宅建設事業は8, 390万円に。

中札内村民プール建設事業は4億2, 250万円に。

戸蔭大橋災害復旧事業は90万円に。

それぞれ限度額を変更しようとするものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） 黒ナンバー10番、国民健康保険特別会計補正予算書の14ページをお開きください。

最初に歳出ですが、14ページ下段の2款保険給付費、1項療養所費、説明欄、一般被保険者療養給付費2, 127万9, 000円の減額。

次に、15ページの下段、一般被保険者の療養費169万8, 000円の減額ですが、これは12月診療分までの医療費の支出状況を勘案し、減額しようとするものであります。

次に、16ページ中段の説明欄、一般被保険者に係る高額療養費687万2, 000円の減額。

その下段、退職被保険者に係る高額療養費35万円の減額ですが、これは一般被保険者及び退職被保険者に係る入院・通院等の医療費が当初見込んだよりも減少して推移していることから、減額しようとするものであります。

次に、17ページ中段、説明欄の出産育児一時金168万円の減額ですが、これは当初見込んだよりも国保被保険者における出生数が減少する見込みであり、4件分を減額しようとするものであります。

次に、20ページをお開きください。

7款の共同事業拠出金、説明欄の高額医療費共同事業拠出金40万4, 000円の追加。

その下、保険財政共同安定化事業拠出金855万3, 000円の減額ですが、これは全道及び本村の過去3年間のそれぞれ対象となる医療費の総額と被保険者数をもとに算出されたものであり、それぞれその拠出額が確定したことから、追加減額するものであります。

次に、戻って8ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 目の一般被保険者分、2 目退職被保険者分について、直近の調定額により、現年課税分、滞納繰越分それぞれ追加減額し、合わせて803万6,000円を追加するものであります。

次に、9 ページです。

2 款国庫支出金、1 目の療養給付費等負担金2,350万8,000円の減額ですが、一般被保険者に係る療養給付費などの対象経費の確定によるものであります。

中段の2 項国庫補助金、説明欄の普通調整交付金100万円の減額、特別調整交付金24万8,000円の追加となっておりますが、現時点で決定はしておりませんが、現在変更申請中であり、それに基づき追加減額するものであります。

次に、いちばん下段、3 款療養給付費交付金125万7,000円の追加ですが、対象経費である退職被保険者の医療費等が若干減少したものの、交付金算定上控除される保険税、これが減少したことによる交付額が逆に増加したものであります。

次に、10 ページをお開きください。

下段の5 款道支出金、2 項道補助金、1 目財政調整交付金112万8,000円の追加については、変更交付の決定によるものであります。

次に、11 ページ、6 款共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金359万5,000円の減額。

その下段、保険財政共同安定化事業交付金1,867万1,000円の減額については、それぞれ交付金の対象となる高額医療費が減少したことによるものであります。

次に、8 款繰入金、1 目一般会計繰入金の説明欄、事務費負担分54万1,000円の減額は、歳出における事務費の減少に伴うもの。

次の出産育児一時金分112万円の減額は、歳出における国保加入者の出産が少なかったことによるもので、次の財政安定化支援事業418万2,000円の追加は、交付額の確定によるものであります。

次に、その下段、その他財源補てん2,500万円の減額ですが、これは平成30年度からの国保制度改正に対応するものとなっております。

次に、その下段、保険基盤安定繰入金軽減分65万3,000円の減額。

その下、支援分36万5,000円の追加は、額の確定によるものであります。

次に、12 ページをお開きください。

中段の9 款繰越金は、27年度決算額の残額60万8,000円を追加し、その上の2 項基金繰入金、説明欄の国保基金繰入金1,586万1,000円を追加し、財源の調整をしております。

続いて、黒ナンバー12、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、6 ページをお開きください。

歳入の1 款後期高齢者医療保険料ですが、直近の調定額により推計し、年金からの特別徴収保険料については228万7,000円。

その下段、普通徴収保険料については103万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、2 款繰入金、1 目の一般会計繰入金、事務費繰入金102万4,000円の減額は、広域連合事務費負担の確定及び財源調整によるものであり、その下、3 款繰越金82万2,000円の追加は、27年度決算額の確定に伴うものであります。

7 ページの歳出です。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金、保険料等負担金 3 3 9 万 6, 0 0 0 円の追加は、広域連合に納付するべき保険料が増加したことによるものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次は、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー 1 1 番をご用意いただきたいと思います。

予算書の 1 0 ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたしますが、補正に伴う財源の調整額については、補正予算書の中列に記載しておりますので、併せてご覧ください。

下段、1 款総務費、3 項、1 目介護認定審査会費、1 9 節南十勝介護認定審査会負担金 3 3 万円の増は、南十勝 4 町村の共同設置による負担金で、決算見込みにより増額するものであります。

続いて、1 1 ページ上段、2 款保険給付費、1 項、1 目介護サービス等諸費、1 9 節負担金補助及び交付金ですけれども、総額で 6 6 0 万円の減額となっております。

内訳は、右側の説明欄に記載しております。

まず、居宅介護サービス等給付費 6 4 0 万円の減額は、主に中札内恵津美ハイツデイサービスセンターの利用減少によるものです。

その下、介護予防サービス等給付費 4 0 万円の増額は、認知症グループホームに入居する方 1 名の介護度が、要介護から要支援と軽くなったことに伴う予算を追加し、調整を図るものであります。

さらにその下、施設介護サービス給付費 6 0 万円の減額は、特別養護老人ホーム並びに老人保健施設の利用について、当初の見込みよりも伸びがないことから、今回、減額するものです。

次に、1 2 ページをお開きください。

ページ中段、2 款保険給付費、2 項、1 目高額介護サービス等諸費、4 0 万円の減額並びに、1 3 ページ、3 項、1 目高額医療合算介護サービス等諸費 4 4 万円の減額につきましては、それぞれ自己負担額が所得階層ごとの基準を超えた際に、申請に基づき支給を行うものでありますが、前年度の決算額程度に落ち着く見込みであるため、余剰相当額を今回減額するものであります。

少し飛びまして、1 7 ページの中段、地域支援事業費、3 項、1 目包括的支援・任意事業費、4 節共済費 3 9 万円、7 節賃金 1 2 8 万円の減額は、今年度より開始しました認知症施策推進事業に対応するため、嘱託保健師のフルタイムによる雇用を予定しておりましたが、週 3 日に短縮した勤務体系で、月額賃金を安く抑えたことにより、それぞれ減額するものであります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6 ページまでお戻りください。

上段、1 款、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者介護保険料 7 1 万 1, 0 0 0 円の増額は、年度内における介護保険料賦課見込み額が確定したことにより増額するものであります。

ページ中段以降、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 1 5 3 万 5, 0 0 0 円の減。

2項国庫補助金、1目調整交付金39万4,000円の減並びに、次の7ページ中段、4款、1項道負担金、1目介護給付費負担金82万2,000円の減。

いちばん下段、5款、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金465万8,000円の減額につきましては、歳出側の2款保険給付費で説明いたしました補正予算額を、国・道支払い基金の負担割合に応じて減額するものであります。

また、7ページの上段、3款、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金78万円の減。

一つ飛びまして、4款、2項道補助金39万円の減額は、歳出側4款地域支援事業で説明させていただきました補正予算額を国と道の負担割合に応じて、それぞれ減額するものであります。

次に、8ページをお開きください。

8ページ中段、7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金93万円の減、3節、地域支援事業繰入金39万円の減は、先ほどと同様に、負担割合に応じて減額するほか、4節その他繰入金は、職員給与、事務費など支出見込みにより87万2,000円を村一般会計からの繰入額として減額するものであります。

また、ページ下段、7款繰入金、2項、1目介護保険事業基金繰入金は、17万7,000円を増額し、基金からの繰入総額を904万3,000円とすることで、介護保険会計全体の財源調整を行っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長、お願いします。

○副村長（火山敏光君） それでは、黒ナンバー13、簡易水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、水道使用料ですが、470万円の追加は、大口使用者の使用量増によるものでございます。

次、飛びまして9ページをお開きください。

歳出です。

説明欄、基金積立金でございますが、余剰金見込み増により、財源調整として491万3,000円の積立金を追加するものでございます。

その下段、受水費は、引き続き、企業団から全量受水を年度末まで継続するため、87万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、黒ナンバー14、公共下水道事業特別会計補正予算書の4ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正です。

29年度から5年間の指定管理契約に基づく委託料支払いのため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

まず、歳入です。

2款使用料及び手数料の下水道使用料ですが、290万円の追加は、大口使用者の使用量増などの要因によるものでございます。

続きまして、4款繰入金でございます。

一般会計からの繰入金は、財源調整により、基準外繰出金357万7,000円を減額し、財源調整をしたものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 28年度の各会計の補正予算についての説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、1時間を経過しましたので、15分ほど休憩をしたいと思います。

2時15分から再開をさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時14分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

各会計の補正予算について、6件を一括して質疑をいただきたいというふうに思います。質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、一般会計補正予算について、ちょっと何点か確認をさせていただきます。

まず予算書31ページ、アンテナショップに関する新聞折り込みの印刷製本費ということで、今回提案ありましたけれども、これ、折り込み料については多分新年度予算に入ってくるのかなと思うのですけれども、せっかくですので、どのような範囲、どのような規模で折り込みして広報するお考えなのか、まず確認いたします。

それともう一つ、予算書45ページ、年金生活者等支援臨時福祉給付金、こちら、行政執行状況報告書でも村長から報告ありましたけれども、給付額3万円、想定対象者120人に対して106人、318万円を支給ということなのですけれども、これ、120人に対して106人、年金生活者の方ということで、3万円って非常に大きな額だと思うのですけれども、実際、想定対象者全員に支給できなかったその理由ですね、分かっていることがあればご説明ください。

それともう一つ、今回、大きな予算、繰越明許費になりますけれども、大規模草地育成牧場の工事請負費ということで、今回提案されているわけですが、これが実際、これまで議員協議会等で説明受けている面はあるのですけれども、改めて、どういう経緯でこの新牛舎建設することになったのか。

あと、預託料等が何か上がるような話も以前あったように記憶しているのですけれども、その辺、利用者、受益者の方々とのような意見の吸い上げをして計画されているのか。

その辺の、ここに至るまでの経過、それと、この施設の現状等々わかりやすく説明いただけたらと思います。以上3点です。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） それでは私の方から川越アンテナショップ折り込みちらし印刷についてご説明いたします。

今回、追加補正いたしますのは、約9万4,000部です。川越市大手新聞含めて7社分で約9万4,000部ですので、この新聞折り込みに係るちらしの印刷費だけです。

議員おっしゃったとおり、ここは印刷費のみです。ちらしの作成費のみです。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほどの概要説明の際に、繰越明許費で年度当初から5月、6月に高齢者向けの給付金ということで同額、そちらの方でも年金受給者というのは入っ

ていらっしやいましたので。

身内が近くにおられない方などいるかなという想定で、概ね120という人数を出します。

正確には、一人ひとり誰が受給というのはちょっと把握できておりません。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 牧場の関係、これまでの経過について詳しく説明をということでしたので、まず、冬期舎飼いについて、これまでここ数年、入牧頭数に対して施設が足りないという状況が長く続いておりました。

現在600頭の受け入れに対し、希望が700頭を超えているということで、いろいろと協議があったのですが、実は2年前に牧場審議会の方でも話題になりまして、そういった取り組みについてどうだという話をしております。

長期の計画の中でも、牧場の預託頭数の希望があるので、増頭の希望があるので、計画を立てて進めていこうという話の中から、27年にそれぞれどれぐらいの規模を立てるかということについて、まず牧場、農協さんの委託で預託頭数の調整を毎年行っております。

その中で、720頭から740頭程度の預託をしたいという希望が出ているというのは、これまでも言ってきたのですが、その状況の中から、現状の規模につきましては、600頭受け入れられるのですが、実際500頭規模の施設となっております。

そこで、740頭対応できる牛舎を建てようという計画の中、240頭規模の牧場を計画をしまりました。

27年にある程度の概要、こういうものがいいたろうという牧場の計画を立てて、酪農家さん全員集めて、こういう建物でどうだろうか。

さらに、ここにかかっていく経費については、当然使用料を上げていかなければ対応ができないと。

既存の牛舎の改修や何かもこれからたくさん出てくるのですが、そういった分については行政の対応でということも話をしながら進めてまいりました。

それで、28年の4月の末に、再度、酪農家の皆さんに集まっていただきまして、概要ある程度固まったということでお話をさせていただきました。

その中で、まず、一つ約束をしてもらわなければいけないということがありましたので、これについては、使用料をどこまで上げて対応していくかという部分になると思います。

当初は、牧場を建設するにあたり、補助事業が無い、村の単独借入しかないということで、ある程度2億程度を想定して使用料の算定をさせていただきました。

そこで皆さんと話をし、その使用料が満度になったときでも、皆さん入れて対応しているかという、まず確認をさせていただきました。

この確認をさせて、合意形成が無いと当然設計の方に入っていけないということもありまして、そこでまず合意形成をいただいて、9月に補正の予算を組ませていただいて、設計に入ったという状況になってございます。

その設計に基づきまして、今回、2億1,100万円ということで予算化をさせていただきます。240頭規模の牛舎を建てるというそのような流れになってございます。

料金の値上げにつきましては、当然これから工事等が入ってきまして、そういうものを踏まえて料金の改定という話になると思いますし、この部分については、きちんと酪農家の方とも話をしていかなければならないということで、まだ今議会の方には提案しておりませんが、そういった部分になってくるかなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、もう何回か。

先ほどのアンテナショップの折り込みチラシの関係、9万4,000部、7社分ということなのですけれども、これは1回限りの折り込みということでの部数でしたでしょうか。その確認です。

あと、もう一つ、新しい牛舎の関係のことなのですけれども、今回、正式に概要が固まって進めていくというようなことでの予算提案だったわけです。

それで、この使用料について、これからさらに酪農家の方々と相談し調整していくことになると思うのですけれども、これまで一定の預託料については上げざるを得ないようなことで一定のコンセンサスを得ていると思うのですけれども、なかなか、よく聞くのが、やはり集まっていた中で意見を聞くと、非常に、意見あっても言えないというようなことが、過去の台風被害のときにも、そんな住民の声も聞かれています。

本当は言いたいことがあるのだけれども、なかなか言えないと。

実際、今回の預託料が上がることについて、釈然としない思いをされている酪農家の方もいるというような話もちょうと、私の耳に、たくさんというわけではないです。

という話も聞いているものですから、せつかく中札内の酪農の振興のために建てられる施設ですので、その辺、本当にきめ細かな意見の吸い上げ、コンセンサスの形成に努力いただきたいなということで、考え方向えたらと思います。以上2点です。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 新聞折り込みチラシについてですけれども、川越市内へ配達される新聞7社分、開設する4月5日以前に1回分を想定しております。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 牧場使用料の提案につきましては、まず、最初に牧場審議会というのがございまして、その中で、まず一定のこちらからこういう形でのという提案をさせてもらう中で、いろんな意見をいただきました。

牧場審議会の部分については、当然、酪農家の方、普及センターの方、農協の方、役場というような形での審議会になっております。

その中で、揉んでいただいて、それでこの金額程度ならということで、まず提示をさせてもらいました。

今後につきましても、今月の15日に牧場の審議会をする予定になってございます。

その中でまた、そういったお話をさせてもらって、しっかりした中で、酪農家さんとお話をしていきたいなというふうに考えておりますし、個々との話をということはなかなか難しいのかなというふうに思いますので、そういった対応で進めていく予定になってございます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 牧場の関係についてはよくわかりました。

きめ細かな説明等々、よろしくお願ひしたいというか期待しております。

それと後、もう1回だけ、このちらしなのですけれども、4月5日のオープン前に1回折り込まれるということなのですけれども、想像なのですけれども、もしかすると都会の方の新聞のちらしというのは相当入ってきて、バートと捨てられてしまうような心配が非常にある。

このアンテナショップの開設というのは非常に素晴らしい取り組みだと思います。

あれだけの大都市、大きな市場で中札内村の商品、直接売り出せるチャンス、窓口をつくっていただいたこの努力、本当に敬意を表する次第ですけれども、であるからこそ、この広報の部分については、本当に1回やったからいいということはまずあり得ないですね。

なので、これは新年度の話になるのかもしれませんが、ここは、1回やったからいいとぜひ思わないで、繰り返し、消費者は本当にあつという間に忘れてしまいますので、繰り返し折り込み等、ぜひやっていただいて、本当に消費者の認知率向上にぜひつなげていただきたいなというふうに考えております。

いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回は補正予算に係る部分しか見えませんので、その分だけ説明いたしました。

そのほかに、川越市内のPRとして、これまで副村長をはじめ、川越市訪問してこういう形で始めるという話進めるにあたりまして、川越市の広報誌を活用して、広報誌の中で、一部になりますけれども、4月5日から中札内村のアンテナショップが市内の百貨店で開設する、そういうふうに広報誌の中でも紹介してもらうようにしています。

そのほか、新年度になりますけれども、スポット的な販売も行います。

そちらの方の場合もある程度PR必要になってくると思いますので、そちらの方はまた新年度の方になってくるかと思えます。

今回はあくまで4月5日開催に間に合うような形の補正予算部分だけしか見えていませんので、そのような感じになったかもしれませんが、私どももせっかく中札内村から川越に行ってアンテナショップ開設するわけですから、なるべく多くの人来てもらいたいという意向はありますので、PR等、百貨店も協力してもらいながらPR活動は広くやっていきたいと思えます。

今、インターネットの方もありますので、そちらの方も広く活用していければいいかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 来年度も考えているというような話が出たのだと思えます。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点か伺いたいというふうに思えます。

まず、15ページの土木使用料のうちの村営住宅使用料302万5,000円の追加ですけれども、現時点で302万5,000円ということで非常に大きな額になっているわけですが、これ、当初かなり低く見積もっているのかな。

その辺がちょっと分からないものですから、302万5,000円の追加となった流れですね。

その辺について説明をしていただきたいと思えます。

先ほど、何か入退去で増になったというこんな説明受けたのですが、そういうことでお願いをいたします。

それから、32ページの庁舎整備基金の関係です。

これについては、今までも何回か私も質問した経過があるのですが、結果として、熊本地震を教訓とした役場庁舎の建て替えということにつきまして、午前中の村政執行状況で村長の方から細かくは報告されたわけですが、その報告されたうち、平成29年度から創設される国の優遇促進策ということで報告されたのですが、改めて、この制度の詳しい内

容等について説明をいただきたいなというふうに思います。

主には地方債の充当率だとか、あるいは、交付税として見返りの交付税の率や何かありますよね。

そんなことで、わかる範囲内、その制度について説明をいただきたいなというふうに思います。

それと、72ページの除雪対策費の関係ですけれども、1,300万円の追加ということで、今年については除雪出る回数が多くなったからということなのですが、私の言いたいことは、市街の住宅地内の除雪の関係なのですね。

簡単に言って、住民に迷惑のかからない除雪のあり方というのを私は特に考えていく必要があると思いますし、住民の意見等々聞くと、かなり苦情や何かも聞くものですから、あえてその辺のあり方について今質問するわけですが、実は2月中旬、2月17日ですけれども、昼間の気温がかなり上がりまして、道路の圧雪状態になっていた分が解け出しまして、ザグザグとなっていたことなのです。

それで、結果的には夜6時ごろだったかな、大型ペロ1台が来て、当然グチャグチャですからすくっていきますと、住宅の入口、あるいはまたその付近等々に、コロタンというのですか、いわゆる人間の手だとか除雪ローダーで全然動かないような状態が現れているのです。

この後、何かもう1台ぐらいの小型のが来て、それらについての処理、排雪や何かもやるのかなと思ったけど、夜も遅くなってきたし云々ということで、結果的にそのままの状態を引き返したのですよね。

そうすると、そういう状態なので、住民や何かも、この除雪に関しては、大型が来ますとそれぞれみんな家の前出てやるのですけれども、当然車の出入りができないものですから、そういう苦情がありました。

よって、このことについては、他の地域からも私の耳の中に、非常にやっぱり困る除雪であるなということですし、この関係については、施設課の担当課の方にもかなりの苦情が私は寄せられたことではないのかなというふうに思うのです。

よりまして、これらの除雪に関して、業者が主体的にやっているわけですが、本村の担当課と連携をしながら除雪をやっていることなのですけれども、私が思うには、やっぱりその辺については、今後無いようなことで十分業者と打ち合わせする中での除雪のあり方ということ捉えて考えていただきたいというふうに思いますので、そこら辺のどういふふうに考えておられるのか、答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 公営住宅は単純に、最初の段階の入退去がちょっと予測より少なく見ていたということで、途中の入れ替わりだとか、あと、建て替えによって、普通は動いたりなどするのですが、その時にちょっと家賃の高い方に行っていただくとか、そういうことで少し大きな金額でございますけれども、それと、特公賃が落ちていきますので、特公賃との入れ替わりとかいろんな状態で、特公賃もある程度家賃に見合う収入でどんどんいきますと、いつまでもそこにいられないので、そういう入れ替わりでちょっと、前後して調整したということがありますので、お含みをいただきたいと思います。

それと除雪の関係なのですけれども、確かに2月17日は急に解けていろいろご迷惑をかけたことは十分承知をしておりますし、私も現場ちゃんと見ました。職員連れていって。

今言ったようなことが起きてしまってからということをやったわけではないのです

が、予測外だったのは、その日だけが天気良くて、次の日以降、急に冷えてしまいました。

今おっしゃっていただいたように、確かに固くなっていて、でも、中にはちゃんとご理解いただいて、自分で動かしていただいた方もいらっしゃいました。

私の耳に入っているのは1件か2件、ちょっとあまりにも家の前にあるのが大きすぎるという話をいただきまして、ととてもとてもあの固まった状態ではどうにもならないので、すぐその後、かた落としとすることで、片を落としながら、最近降っていないから幸いなのですが、もうあれ以上降ったら雪押すことができないので。あの固さでは。

急遽、今回の補正をこれだけの金額になったのは、2月分だけで1,700万円ぐらいの除雪費かけています。

それは、今おっしゃっていただいたようなことを、永遠と置いておくのではなくて、至急、こちらが想定する以上の天気の急変だったものですから、100%追いついたかどうかという反省はありますけれども、できる範囲内で予算の中でやらせていただいて、通行の安全確保しておりますので、そんなに多く苦情をいただいたということではなくて、逆に言うと、大変な中、皆さんにご協力をいただいたというふうにお礼を申し上げたいなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 私の方からは、庁舎の耐震化に係る国の優遇施策についてご説明申し上げます。

支援につきましては、財政的支援でございまして、昭和56年の新耐震基準導入前に建設された役場庁舎が対象で、耐震化が未実施の庁舎が対象です。

財政的支援ですけれども、起債対象経費の90%、対象経費の90%が起債対象になります。

そして、交付税措置もございまして、交付税措置は、この起債額の75%を上限に、元利償還金の30%を基準財政需要額に算入されるようになります。

わかりやすく言いますと、起債借入額の約2割程度を地方交付税に上乘せされるような形になる制度でございまして。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 庁舎の関係ですね。

ようやく動き出したのですけれども、ぜひ、そんな観点に立って、早く建て替えるようなことを内部で検討して案をつくり出していただきたいなというふうに思います。

それと、除雪の関係について、今、副村長の方から話ありましたけれども、市街地の住宅関係については、それぞれ除雪する人も時間問わず除雪してしまっていて大変なのですが、併せて、地域住民の方も、大型機械が出てくると、それぞれ玄関から、それぞれ1戸1戸出てきて、それぞれ家の前、あるいは、除雪等々について協力をもらっているのですよね。

よって、当然スコップあるいはまた、個人の除雪ロータリーでやっているのですが、そのときに両方ともスコップも除雪ロータリーですか、使えない状態ではやはり重機が、市街の人持っていませんので、ぜひあの辺については、改めてくれという意見も私の耳にかなり入ってきたものですから、あえてここで取り上げておりますので、今後、路線によっていろんな状況が変わると思いますけれども、そんなことで、特にうちの施設課と業者と連携してやっているわけですから、その辺が二度と起こらないようなことで、今後とも努力をしてもらいたいなと、このように思っているところでございます。

それから、82ページのスクールバスの委託料236万5,000円ということで、こ

れについても不足が生じたからということなのですが、このスクールバスについては、3月時点かな、実績に応じて委託料の確定ということで、まだ確定はしていませんけれども、そういう予測で予算を組むはずなのですが、金額的に大きいものですから、特段何か、当初予定したよりもかなりの部分が大きいので、その理由というのは何なのかということでお聞きをしたいなというふうに思います。

それと、91ページの文化創造センター管理費の燃料費78万円ということで、これについても非常に大きい額の追加なのですね。

それで他の公共施設や何かこの補正、ところどころ見てみましたが、他の施設についてはあまり大きな額については出ていない状態で、この文化創造センターが大きく燃料費の追加ということで出てきたのですが、考えることについては、省エネという考え方にどの程度教育委員会として理解をしながら管理運営されているのか。

そこら辺の考え方と、その大きく78万円の追加になった理由というか、私は省エネの部分が足りないということで、これだけの大きな追加になったのでないかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方について答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 1点目のスクールバスの委託料の追加236万5,000円なのですが、主な最も大きな理由については、超過の運行分が、当初契約では7日を超えた分について、7日を超えると超過料を支払うという契約になっています。

7日以下の場合、7日まではかからないということですね。

7日を超えると、超えた1日分から、ですから、7日にこだわらず、当初の計画している日数超える1日分から発生するというので、みどり、かしわ、ひばり3台あるのですが、みどりが26日、かしわが36日、ひばりが25日ということで、合計すると87日分、延べですね。

この分が超えております。

多くは、中学校の部活ですとか、それから少年団活動、川越市との交流に係るもの。

あるいは、28年度で言えば、花咲くコンサートで若干ですけれども使っているということで、そういったイベント関係で当初の契約の超過分を超えたということが大きな理由です。

もう一つは、運輸省からの通達で、いわゆる貸し切りバス事業の大きな事故なんかが発生した後に、安く叩かないと言いますか、委託する側が安くしないということのために、最低限の金額を上げなければならないということが、そういった通達が入りまして、1日1万6,000円から2万5,000円にアップしたということでの要因が7、80万円ございます。

最も大きなのは、先ほど申しあげました1件目の超過日数分が当初の予定より大きく超えたということでございます。

次に、文化創造センターの燃料費、重油ですけれども、これについては、当初の予算の積算のときよりも重油単価、およそ12円、厳冬期のトップシーズンですけれども12円アップしてまして、年間の使用見込み6万2,000リットルを当初予算で見たのですが、それが12円アップしたということで78万円の重油の追加になったということで、特別多く使ったということではございません。量についてはそれほど変わっているという状況ではございません。

もちろん、省エネということで、事務所にも22度設定ということを紙で貼って職員に

も周知しておりますし、極力重油については使わない、もちろん電気もそうですけれども、光熱水費については押さえるという考え方のもとに職員を指導しております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） スクールバスの関係、大枠としてわかりました。

それにしても超過の分かな、7日を超えてということなのですが、例年スクールバスについては、今までもずっとやってきて、それに要する日数というのかな、少年団等も入れて、大体毎年展開しているにもかかわらず、これだけ大きい金額というのは、何かあったのかなという想像しているわけですが、ちょっと見込みながらでも大きく額出たものですから、ちょっとお聞きをしたのですけれども、そうすると、当初見込みが少なかったのか、見ていたよりもそういう活動が特にまた、何百万円という部分で多くなったのか、その辺の見解、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 確かに実績見ますと、当初の見込みが甘かったのかなというふうに思っております。

従来からこういった見方をされていて、毎年3月になって実績で追加ということが近年続いておりますので、当初予算の見方についても今後村と協議しなければならないかなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） ちょっと歳入の方でお聞きします。

21ページの道支出金のところで、地域づくり総合交付金というのがあるのですけれども、2,300万円ほどあるのですけれども、ちょっとあまり聞いたことのない交付金なものですからちょっとお聞きしたいのですけれども、この交付金というのはどういった事業に使える交付金なのか。

何か名前からすると総合と付いているので、ちょっと多目的に使える交付金なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 地域づくり総合交付金ですが、これは北海道の補助金として、地域の振興に対する事業に対して使えるもので、このほかに、村であれば、文化創造センターに対していただいたこともありますし、そのほか、交流の杜施設、道の駅、保育園、このような施設ですね。

大きく言えば地域の振興に対して申請して、道の方で審査を行い、対象となるような事業として、1事業に対して1億円という上限額があります。

ただ、これは地域の振興に対して交付されますので、各自治体から申請が上がりますので、満額もらえるのはちょっと厳しい面がありますので、1億円以下の金額で、それぞれ自治体の状況に応じて交付されております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 1点、44ページのポロシリ福祉会運営助成補助金160万円弱出ておりますけれども、もう一度ちょっとお聞きをしたいと思うのですけれども、先ほど

はデイサービスの利用者の減という言い方での説明でありましたけれども、詳しく何かありましたら、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 大きな要因としては、利用者の減で、前年対比で92%ぐら
いまで落ちております。

サービス事業の収入としては、89%ぐらまで落ちていると。

10%近く前年対比で低下しているというためのものです。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 今、数字で示していただいたのですけれども、これの要因とい
うのは、村としては何か押さえておりますか。

皆元気になって使用しなくなったのか、使用していた人たちが他施設へ入所した。

何かそういうもののあれが出ているか、傾向か何かわかる部分はございますか。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 一つの要因としては、今までの利用実績がそれほど多くない
ということで、昨年の春から地域密着型という形に変えて、定員を18名が限度にしてい
ます。

ただ、それ以前も、慣らすと15、14、そのぐらいが平均だったかと思うので、それ
についてはたいした問題にならないのだと思うのですが、デイサービス選択される方の側
で選ばれているというのは若干あるかなと認識しております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終わらせてもらいます。

それでは討論を行います。

まず、議案第10号から討論を行いたいと思います。

10号に対する討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号、平成28年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第11号、平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決い
たします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号、平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号、平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決

いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

お諮りをいたします。

明日8日と明後日9日の二日間、議事日程の都合により休会し、10日午前10時から本会議を開きたいと思います。

このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日8日と明後日9日の二日間休会とし、10日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時58分